部長及び参事官　　警務発第678号
殿　　令和７年１月14日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用した情報発信について（通達乙）

県警察では、採用募集活動等に関する情報発信のため、「ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用した情報発信について（通達乙）」（令和元年６月20日警務発494号。以下「旧通達乙」という。）に基づき、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を運用してきたところであるが、引き続き運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達乙の施行に伴い、旧通達乙は廃止する。

記

１　利用するSNS

県本部組織基盤強化センター警務課（以下「警務課」という。）がアカウントを取得して情報発信に利用するSNSは、Facebook（フェイスブック）及びLINE（ライン）とする。

２　SNSの運用要領

(1)　運用主管課

県本部警務課

(2)　運用責任者

県本部警務課長

(3)　運用事務担当者

県本部警務課採用係

(4)　投稿時間

原則として、平日の午前８時30分から午後５時15分までの間

(5)　投稿内容

採用試験情報、採用募集活動情報（就職説明会等の開催情報のみならず警察官の業務内容やその魅力を伝える活動全般を含む。）、その他警務課長が県警察の情報発信に効果があると認めるもの。

(6)　投稿申請要領

ア　所属からの投稿は、運用主管課を経由して行うものとする。

イ　投稿を依頼する所属は、別添「SNS投稿依頼書」を運用主管課の事務担当者に送付すること。

ウ　所属担当者は運用事務担当者と事前協議を行うとともに、画像等を有効活用するなど、正確かつ分かりやすい内容の投稿に努めること。

3　セキュリティ対策等

本運用は、約款による外部サービスであるSNSを活用したものであるため、下記により、不正アクセス事案や第三者によるなりすまし（他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用することをいう。）などを防止するものとする。

(1)　特定の端末を使用し、担当者以外が投稿できない措置を講じること。

(2)　情報が漏えいした場合には、端末やユーザー及び投稿日時等を特定できる措置を講じ、システム管理者への速報のほか必要な措置をとること。

(3)　利用するSNSごとに異なるパスワードを使用すること。

(4)　投稿する端末のコンピューターウイルス対策やソフトウエアを常に最新の状態に保ち、不正プログラムの感染防止に努めるほか、その他必要な情報セキュリティ対策を講じること。

(5)　なりすまし対策として、利用するSNSの公式アカウントとURLを県警ホームページに公表すること。

(6)　不正プログラムの感染を防止するため、利用者からのコメントに対する返信応答等は一切行わず、あらかじめ設定した固定のメッセージを送信する等の措置をとること。

4　SNSの利用に関する規約について

SNSの利用については、「高知県警察本部Facebookページ利用規約」及び「高知県警察本部LINEアカウント利用規約」によるものとする。

（担当：警務課採用係　2632～2634、2636）